

〔 共 通 事 項 〕

項	目	頁
I	新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰等への対応の推進	
1	新型コロナウイルス感染症への対応の推進	1
2	原油価格・物価高騰等への対応の推進	1
II	防災・減災対策、国土強靱化及び震災等からの復旧・復興の推進	
1	防災・減災対策及び国土強靱化の推進	1
2	東日本大震災からの復興及び近年の自然災害からの復旧・復興の推進	1
III	地方分権改革の推進及び国・地方を通ずる財政健全化	
1	地方歳出に対する国の関与の廃止・縮減等	2
2	地方公共団体の自主的な行財政改革への協力及び財政負担増等を伴う施策の抑制等	2
3	国庫補助負担金の整理合理化等	2
IV	国・地方公共団体間の財政秩序の確立等	
1	国庫補助負担金等に係る超過負担の解消	2
2	国庫支出金の性格に応じた改革の推進等	2
3	国と地方公共団体の財政負担の適正化	3
4	国の施策に関連して設立された第三セクター等の経営健全化の取組への協力	3
5	公共施設等の適正管理の推進	3

〔 個 別 事 項 〕

省庁名	項	目	頁
内閣官房	1	外国人材の受入れ環境整備の推進	4
	2	デジタル田園都市国家構想の実現に向けた取組の推進	4
	3	地域脱炭素を実現するための取組の推進	4
	4	こども政策の充実	5
	5	持続可能な地域医療提供体制の確保	5
	6	介護保険制度の安定的な運営の推進	5
	7	国民健康保険制度の安定的な運営の推進等	6
内閣府	1	外国人材の受入れ環境整備の推進	6
	2	デジタル田園都市国家構想の実現に向けた取組の推進	6
	3	地域脱炭素を実現するための取組の推進	6
	4	こども政策の充実	7
	5	PPP/PFIの推進	7

省庁名	項 目	頁
消費者庁	1 外国人材の受入れ環境整備の推進……………	7
デジタル庁	1 デジタル田園都市国家構想の実現に向けた取組の推進……………	8
出入国在留 管理庁	1 外国人材の受入れ環境整備の推進……………	8
文部科学省	1 外国人材の受入れ環境整備の推進……………	8
	2 地域脱炭素を実現するための取組の推進……………	8
	3 こども政策の充実……………	9
	4 少人数学級の計画的な整備……………	9
	5 G I G Aスクール構想の推進……………	9
厚生労働省	1 外国人材の受入れ環境整備の推進……………	10
	2 こども政策の充実……………	10
	3 持続可能な地域医療提供体制の確保……………	10
	4 介護保険制度の安定的な運営の推進……………	11
	5 国民健康保険制度の安定的な運営の推進等……………	11
	6 地域生活支援事業の推進……………	11
	7 生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度の見直し……………	11
	8 水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保に向けた取組の推進	12
農林水産省	1 外国人材の受入れ環境整備の推進……………	12
	2 地域脱炭素を実現するための取組の推進……………	12
	3 水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保に向けた取組の推進	12
	4 地域の安全・安心を確保するためのインフラ老朽化対策の推進…	12
	5 直轄事業に係る事前協議及び事業費管理の徹底……………	13
	6 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善	13
林 野 庁	1 林業公社の抜本的な経営対策等の推進……………	13
経済産業省	1 外国人材の受入れ環境整備の推進……………	14
	2 地域脱炭素を実現するための取組の推進……………	14

省庁名	項 目	頁
国土交通省	1 外国人材の受入れ環境整備の推進……………	14
	2 地域脱炭素を実現するための取組の推進……………	14
	3 水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保に向けた取組の推進	14
	4 地域の安全・安心を確保するためのインフラ老朽化対策の推進…	15
	5 直轄事業に係る事前協議及び事業費管理の徹底……………	15
	6 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善	15
	7 社会資本整備総合交付金制度の改善等……………	15
	8 持続可能な地域公共交通の確保……………	15
環 境 省	1 地域脱炭素を実現するための取組の推進……………	16
	2 水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保に向けた取組の推進	16

「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（令和4年6月7日閣議決定）等を踏まえ、以下の事項について所要の措置を講じられたい。

【共通事項】

I 新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰等への対応の推進

1 新型コロナウイルス感染症への対応の推進

「経済財政運営と改革の基本方針 2022」等に基づき、新型コロナウイルス感染症に関する変異株の特性等に応じた適切な対策及び新たな日常の実現に向けた取組並びに次の感染症危機に備えた対応を推進するに当たっては、地方の意見を十分に踏まえるとともに、地方公共団体が必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源の確保をはじめ、必要な措置を講じられたいこと。

2 原油価格・物価高騰等への対応の推進

「経済財政運営と改革の基本方針 2022」に基づき、原油価格・物価高騰等への対応を推進するに当たっては、地方の意見を十分に踏まえるとともに、地方公共団体が必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源の確保をはじめ、必要な措置を講じられたいこと。

II 防災・減災対策、国土強靱化及び震災等からの復旧・復興の推進

1 防災・減災対策及び国土強靱化の推進

南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等に関する防災・減災対策及び国土強靱化に関する施策について、国として、その責務に応じ、所要の財源を確保されたいこと。

2 東日本大震災からの復興及び近年の自然災害からの復旧・復興の推進

東日本大震災からの復興支援については、「「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」（令和3年3月9日閣議決定）に基づく事業が円滑に推進されるよう、必要な財政措置を講じられたいこと。

また、近年の自然災害からの復旧・復興支援については、被災した地方公共団体の意見を十分に踏まえ、復旧・復興に向けた事業が早期かつ円滑に推進されるよう、必要な財政措置を講じられたいこと。

III 地方分権改革の推進及び国・地方を通ずる財政健全化

1 地方歳出に対する国の関与の廃止・縮減等

地方公共団体の自由度を拡大し自主性・自立性の強化を図る見地に立って、国から地方への事務・権限の移譲等の国と地方の役割分担の見直し及び義務付け・枠付けの見直しを進められたいこと。また、地方歳出に対する国の関与の廃止・縮減、必置規制の見直し及び計画策定等の義務付けの見直し等を積極的に行われたいこと。さらに、事務事業の廃止・縮小等を徹底して行われたいこと。その際、地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

なお、事務事業の廃止・縮小等を行う場合には、その旨が明らかになるよう、法令等により所要の措置を講じられたいこと。

2 地方公共団体の自主的な行財政改革への協力及び財政負担増等を伴う施策の抑制等

組織・機構の簡素合理化等の地方公共団体の自主的・主体的な行財政改革の取組に積極的に協力するとともに、地方公共団体の財政負担の増加及び職員数の増加を伴う施策については、厳に抑制されたいこと。やむを得ず、法令の改正等に伴い事務量・職員数の増加が見込まれる場合にあっては、他の施策において見直しを行い、新規増員を抑制するなど、地方公共団体の適正な定員管理に支障を来すことのないようにされたいこと。

3 国庫補助負担金の整理合理化等

国庫補助負担金については、整理合理化や補助条件の見直し等を積極的に推進し、地方公共団体の自由度の拡大に努められたいこと。

IV 国・地方公共団体間の財政秩序の確立等

1 国庫補助負担金等に係る超過負担の解消

国庫補助負担金等に係る地方公共団体の超過負担については、実態の把握を行い、これに基づき具体的な措置を講じ、その完全解消に格段の努力を払われたいこと。

2 国庫支出金の性格に応じた改革の推進等

国庫支出金のパフォーマンス指標について、指標の設定に当たっては、国庫負担金については、国と地方の役割分担を前提に国が義務的に支出する経費であることから、引き続き、指標の対象から除くとともに、国庫負担金の制度全体の検討を進めるに当たっては、地方への負担転嫁とならないよう、地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

また、国庫補助金における更なるインセンティブの仕組みの強化を進めるに当たっては、社会保障をはじめとする行政サービスの担い手である地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

3 国と地方公共団体の財政負担の適正化

地方公共団体に権限及び責任のない事務事業に係る経費については、国と地方公共団体との間の財政秩序を維持する見地から、地方公共団体に財政負担を求めることのないようにされたいこと。

- ### 4 国の施策に関連して設立された第三セクター等の経営健全化の取組への協力
- 土地開発公社、地方道路公社及び地方住宅供給公社並びに林業公社等の国の施策に関連して設立された第三セクターは、地域において住民の暮らしを支える重要な役割を担っているが、経営が悪化した場合には、地方公共団体の財政に影響を及ぼすおそれがあるため、財政的リスクの高い第三セクター等について策定された経営健全化のための方針に基づく取組をはじめ、第三セクター等の効率化・経営健全化の取組に対しては、適切な支援を行う等、積極的に協力されたいこと。

5 公共施設等の適正管理の推進

「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）の行動計画として位置付けられる地方公共団体の公共施設等総合管理計画等に基づき策定することとされている個別施設計画について、内容の充実を促進するとともに、未策定の場合は、令和 4 年度末までに早急に策定されるよう必要な対策を講じること。

また、個別施設計画に基づく老朽化対策等の適正管理に必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源を確保されたいこと。

【個別事項】

(内閣官房)

- 1 外国人材の受入れ環境整備の推進（同旨内閣府、消費者庁、出入国在留管理庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和4年6月14日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえた取組を進めるに当たっては、地方の意見を十分に踏まえつつ、地方公共団体が地域の実情に応じ、外国人児童生徒等への支援体制の整備等の必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源の確保をはじめ、必要な措置を講じられたいこと。

また、外国人受入れ環境整備交付金については、地方の意見を十分に踏まえ、補助要件の緩和をはじめとする必要な見直し等を図られたいこと。
- 2 デジタル田園都市国家構想の実現に向けた取組の推進（同旨内閣府、デジタル庁）

「デジタル田園都市国家構想基本方針」（令和4年6月7日閣議決定）に基づき、デジタルの力を活用した地方の社会課題解決、ハード・ソフトのデジタル基盤整備、デジタル人材の育成・確保及び誰一人取り残されないための取組を進めるに当たっては、地方公共団体が地域の実情に応じ必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源の確保をはじめ、必要な措置を講じられたいこと。

また、ガバメントクラウドの利用料に係る地方公共団体の負担の在り方については、地方公共団体情報システム標準化基本方針において定めることとされているが、その検討に当たっては、的確な情報提供を行うとともに、地方の意見を十分に踏まえられたいこと。
- 3 地域脱炭素を実現するための取組の推進（同旨内閣府、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）

「地球温暖化対策計画」（令和3年10月22日閣議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針2022」等に基づき、地域脱炭素の加速化を図るに当たっては、地方の意見を十分に踏まえ、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金をはじめ所要の財源を確保するなど、必要な措置を講じられたいこと。

4 こども政策の充実（同旨内閣府、文部科学省、厚生労働省）

「経済財政運営と改革の基本方針 2022」に基づき、こども政策の充実を進めるに当たっては、地方の意見を十分に踏まえるとともに、国と地方の適切な役割分担のもと地方公共団体が必要な事業を円滑に実施できるよう、社会全体での費用負担の在り方を含め幅広く検討を進め、地方負担分も含めて、所要の財源を確保するなど、必要な措置を講じられたいこと。

また、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」（令和元年法律第7号）附則第18条に基づく認可外保育施設の無償化に係る措置については、「幼児教育・保育の無償化に関する協議の場」における協議の内容及び地方の意見を十分に踏まえ、指導監督基準適合への財政措置を講じるなど、認可外保育施設の質の向上に向けた必要な措置を講じられたいこと。

あわせて、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（令和3年12月21日閣議決定）に基づき、認定こども園を対象とする施設整備事業等を一本化するに当たっては、交付事務が煩雑である等の課題について、実効性のある改善がなされるよう、必要な措置を講じられたいこと。

さらに、待機児童の解消に向け、「新子育て安心プラン」及び「新・放課後子ども総合プラン」に基づく受け皿整備に取り組むに当たっては、所要の財源を確保されたいこと。

また、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」等に基づく児童虐待防止対策の更なる強化に当たっては、地方の意見を十分に踏まえるとともに、所要の財源の確保をはじめ、必要な措置を講じられたいこと。

5 持続可能な地域医療提供体制の確保（同旨厚生労働省）

持続可能な地域医療提供体制の確保に向けて、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」等に基づく第8次医療計画（令和6年度～令和11年度）の策定、新型コロナウイルス感染症への対応、医師の時間外労働の上限規制等を踏まえた地域医療構想の推進に当たっては、地方の意見を十分に踏まえ、必要な措置を講じられたいこと。

また、医療・介護サービスの提供体制改革のための地域医療介護総合確保基金については、地方公共団体が地域の実情に応じ必要な事業を円滑に実施できるよう、引き続き、所要の財源を確保されたいこと。

6 介護保険制度の安定的な運営の推進（同旨厚生労働省）

第9期（令和6年度～令和8年度）の介護保険制度の検討に当たっては、介護給付費の動向、被保険者の負担等を把握の上、地方の意見を十分に踏まえ、制度の安定的かつ健全な運営が可能となるよう適切な措置を講じられたいこと。

特に、介護予防・日常生活支援総合事業について、軽度者へのサービスの介護保険給付からの一部移行及び上限制度の運用の在り方を検討するに当たっては、地方公共団体が地域の実情に応じ必要な事業を円滑に実施できるよう、地方の意見を十分に踏まえ、必要な措置を講じられたいこと。

7 国民健康保険制度の安定的な運営の推進等（同旨厚生労働省）

都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体として円滑に制度を運営できるよう、保険者努力支援制度、高額医療費負担金等の財政支援を着実に実施されたいこと。

あわせて、決算補てんを目的とする法定外の一般会計からの繰入金等の計画的な解消に向けた取組を促進されたいこと。

また、普通調整交付金の算定方法について、見直しを検討するに当たっては、地域差に関する調整・配分の在り方を検証するとともに、地方の意見を十分に踏まえ、保険者努力支援制度の有効活用など国民健康保険制度の円滑な運営に配慮した方策についてもあわせて検討されたいこと。

このほか、乳幼児医療費の自己負担の在り方について、医療保険制度を含む全国的な制度での対応を検討されたいこと。

(内閣府)

1 外国人材の受入れ環境整備の推進（同旨内閣官房、消費者庁、出入国在留管理庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和4年6月14日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえた取組を進めるに当たっては、地方の意見を十分に踏まえつつ、地方公共団体が地域の実情に応じ、外国人児童生徒等への支援体制の整備等の必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源の確保をはじめ、必要な措置を講じられたいこと。

また、外国人受入れ環境整備交付金については、地方の意見を十分に踏まえ、補助要件の緩和をはじめとする必要な見直し等を図られたいこと。

2 デジタル田園都市国家構想の実現に向けた取組の推進（同旨内閣官房、デジタル庁）

「デジタル田園都市国家構想基本方針」（令和4年6月7日閣議決定）に基づき、デジタルの力を活用した地方の社会課題解決、ハード・ソフトのデジタル基盤整備、デジタル人材の育成・確保及び誰一人取り残されないための取組を進めるに当たっては、地方公共団体が地域の実情に応じ必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源の確保をはじめ、必要な措置を講じられたいこと。

また、ガバメントクラウドの利用料に係る地方公共団体の負担の在り方については、地方公共団体情報システム標準化基本方針において定めることとされているが、その検討に当たっては、的確な情報提供を行うとともに、地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

3 地域脱炭素を実現するための取組の推進（同旨内閣官房、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）

「地球温暖化対策計画」（令和3年10月22日閣議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針2022」等に基づき、地域脱炭素の加速化を図るに当たっては、地方の意見を十分に踏まえ、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金をはじめ所要の財源を確保するなど、必要な措置を講じられたいこと。

4 こども政策の充実（同旨内閣官房、文部科学省、厚生労働省）

「経済財政運営と改革の基本方針 2022」に基づき、こども政策の充実を進めるに当たっては、地方の意見を十分に踏まえるとともに、国と地方の適切な役割分担のもと地方公共団体が必要な事業を円滑に実施できるよう、社会全体での費用負担の在り方を含め幅広く検討を進め、地方負担分も含めて、所要の財源を確保するなど、必要な措置を講じられたいこと。

また、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」（令和元年法律第7号）附則第18条に基づく認可外保育施設の無償化に係る措置については、「幼児教育・保育の無償化に関する協議の場」における協議の内容及び地方の意見を十分に踏まえ、指導監督基準適合への財政措置を講じるなど、認可外保育施設の質の向上に向けた必要な措置を講じられたいこと。

あわせて、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（令和3年12月21日閣議決定）に基づき、認定こども園を対象とする施設整備事業等を一本化するに当たっては、交付事務が煩雑である等の課題について、実効性のある改善がなされるよう、必要な措置を講じられたいこと。

さらに、待機児童の解消に向け、「新子育て安心プラン」及び「新・放課後子ども総合プラン」に基づく受け皿整備に取り組むに当たっては、所要の財源を確保されたいこと。

また、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」等に基づく児童虐待防止対策の更なる強化に当たっては、地方の意見を十分に踏まえるとともに、所要の財源の確保をはじめ、必要な措置を講じられたいこと。

5 PPP／PFIの推進

「経済財政運営と改革の基本方針 2022」等を踏まえ、地方公共団体における多様なPPP／PFIの活用が進むよう、地域プラットフォームの全都道府県での設置促進、優先的検討規程の策定・運用支援等、適切な支援を行われたいこと。

（消費者庁）

1 外国人材の受入れ環境整備の推進（同旨内閣官房、内閣府、出入国在留管理庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和4年6月14日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえた取組を進めるに当たっては、地方の意見を十分に踏まえつつ、地方公共団体が地域の実情に応じ、外国人児童生徒等への支援体制の整備等の必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源の確保をはじめ、必要な措置を講じられたいこと。

また、外国人受入れ環境整備交付金については、地方の意見を十分に踏まえ、補助要件の緩和をはじめとする必要な見直し等を図られたいこと。

(デジタル庁)

- 1 デジタル田園都市国家構想の実現に向けた取組の推進（同旨内閣官房、内閣府）
「デジタル田園都市国家構想基本方針」（令和4年6月7日閣議決定）に基づき、デジタルの力を活用した地方の社会課題解決、ハード・ソフトのデジタル基盤整備、デジタル人材の育成・確保及び誰一人取り残されないための取組を進めるに当たっては、地方公共団体が地域の実情に応じ必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源の確保をはじめ、必要な措置を講じられたいこと。
また、ガバメントクラウドの利用料に係る地方公共団体の負担の在り方については、地方公共団体情報システム標準化基本方針において定めることとされているが、その検討に当たっては、的確な情報提供を行うとともに、地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

(出入国在留管理庁)

- 1 外国人材の受入れ環境整備の推進（同旨内閣官房、内閣府、消費者庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）
「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和4年6月14日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえた取組を進めるに当たっては、地方の意見を十分に踏まえつつ、地方公共団体が地域の実情に応じ、外国人児童生徒等への支援体制の整備等の必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源の確保をはじめ、必要な措置を講じられたいこと。
また、外国人受入環境整備交付金については、地方の意見を十分に踏まえ、補助要件の緩和をはじめとする必要な見直し等を図られたいこと。

(文部科学省)

- 1 外国人材の受入れ環境整備の推進（同旨内閣官房、内閣府、消費者庁、出入国在留管理庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）
「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和4年6月14日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえた取組を進めるに当たっては、地方の意見を十分に踏まえつつ、地方公共団体が地域の実情に応じ、外国人児童生徒等への支援体制の整備等の必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源の確保をはじめ、必要な措置を講じられたいこと。
また、外国人受入環境整備交付金については、地方の意見を十分に踏まえ、補助要件の緩和をはじめとする必要な見直し等を図られたいこと。
- 2 地域脱炭素を実現するための取組の推進（同旨内閣官房、内閣府、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）
「地球温暖化対策計画」（令和3年10月22日閣議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針2022」等に基づき、地域脱炭素の加速化を図るに当たっては、地方の意見を十分に踏まえ、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金をはじめ所要の財源を確保するなど、必要な措置を講じられたいこと。

3 こども政策の充実（同旨内閣官房、内閣府、厚生労働省）

「経済財政運営と改革の基本方針 2022」に基づき、こども政策の充実を進めるに当たっては、地方の意見を十分に踏まえるとともに、国と地方の適切な役割分担のもと地方公共団体が必要な事業を円滑に実施できるよう、社会全体での費用負担の在り方を含め幅広く検討を進め、地方負担分も含めて、所要の財源を確保するなど、必要な措置を講じられたいこと。

また、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」（令和元年法律第7号）附則第18条に基づく認可外保育施設の無償化に係る措置については、「幼児教育・保育の無償化に関する協議の場」における協議の内容及び地方の意見を十分に踏まえ、指導監督基準適合への財政措置を講じるなど、認可外保育施設の質の向上に向けた必要な措置を講じられたいこと。

あわせて、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（令和3年12月21日閣議決定）に基づき、認定こども園を対象とする施設整備事業等を一本化するに当たっては、交付事務が煩雑である等の課題について、実効性のある改善がなされるよう、必要な措置を講じられたいこと。

さらに、待機児童の解消に向け、「新子育て安心プラン」及び「新・放課後子ども総合プラン」に基づく受け皿整備に取り組むに当たっては、所要の財源を確保されたいこと。

また、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」等に基づく児童虐待防止対策の更なる強化に当たっては、地方の意見を十分に踏まえるとともに、所要の財源の確保をはじめ、必要な措置を講じられたいこと。

4 少人数学級の計画的な整備

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」（令和3年法律第14号）に基づく少人数学級の計画的な整備に係る教職員定数の効果的な配置や質の高い教員の確保等の課題の解決に当たっては、国・地方を通じた厳しい財政状況に配慮しつつ、地方の意見を十分に踏まえ、適切な措置を講じられたいこと。

5 GIGAスクール構想の推進

GIGAスクール構想により整備された1人1台端末の将来の在り方については、地方の意見を十分に踏まえ、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）に基づき、必要な措置を検討されたいこと。

(厚生労働省)

- 1 外国人材の受入れ環境整備の推進（同旨内閣官房、内閣府、消費者庁、出入国在留管理庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和4年6月14日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえた取組を進めるに当たっては、地方の意見を十分に踏まえつつ、地方公共団体が地域の実情に応じ、外国人児童生徒等への支援体制の整備等の必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源の確保をはじめ、必要な措置を講じられたいこと。

また、外国人受入環境整備交付金については、地方の意見を十分に踏まえ、補助要件の緩和をはじめとする必要な見直し等を図られたいこと。

- 2 こども政策の充実（同旨内閣官房、内閣府、文部科学省）

「経済財政運営と改革の基本方針 2022」に基づき、こども政策の充実を進めるに当たっては、地方の意見を十分に踏まえるとともに、国と地方の適切な役割分担のもと地方公共団体が必要な事業を円滑に実施できるよう、社会全体での費用負担の在り方を含め幅広く検討を進め、地方負担分も含めて、所要の財源を確保するなど、必要な措置を講じられたいこと。

また、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」（令和元年法律第7号）附則第18条に基づく認可外保育施設の無償化に係る措置については、「幼児教育・保育の無償化に関する協議の場」における協議の内容及び地方の意見を十分に踏まえ、指導監督基準適合への財政措置を講じるなど、認可外保育施設の質の向上に向けた必要な措置を講じられたいこと。

あわせて、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（令和3年12月21日閣議決定）に基づき、認定こども園を対象とする施設整備事業等を一本化するに当たっては、交付事務が煩雑である等の課題について、実効性のある改善がなされるよう、必要な措置を講じられたいこと。

さらに、待機児童の解消に向け、「新子育て安心プラン」及び「新・放課後子ども総合プラン」に基づく受け皿整備に取り組むに当たっては、所要の財源を確保されたいこと。

また、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」等に基づく児童虐待防止対策の更なる強化に当たっては、地方の意見を十分に踏まえるとともに、所要の財源の確保をはじめ、必要な措置を講じられたいこと。

- 3 持続可能な地域医療提供体制の確保（同旨内閣官房）

持続可能な地域医療提供体制の確保に向けて、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」等に基づく第8次医療計画（令和6年度～令和11年度）の策定、新型コロナウイルス感染症への対応、医師の時間外労働の上限規制等を踏まえた地域医療構想の推進に当たっては、地方の意見を十分に踏まえ、必要な措置を講じられたいこと。

また、医療・介護サービスの提供体制改革のための地域医療介護総合確保基金については、地方公共団体が地域の実情に応じ必要な事業を円滑に実施できるよう、引き続き、所要の財源を確保されたいこと。

4 介護保険制度の安定的な運営の推進（同旨内閣官房）

第9期（令和6年度～令和8年度）の介護保険制度の検討に当たっては、介護給付費の動向、被保険者の負担等を把握の上、地方の意見を十分に踏まえ、制度の安定的かつ健全な運営が可能となるよう適切な措置を講じられたいこと。

特に、介護予防・日常生活支援総合事業について、軽度者へのサービスの介護保険給付からの一部移行及び上限制度の運用の在り方を検討するに当たっては、地方公共団体が地域の実情に応じ必要な事業を円滑に実施できるよう、地方の意見を十分に踏まえ、必要な措置を講じられたいこと。

5 国民健康保険制度の安定的な運営の推進等（同旨内閣官房）

都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体として円滑に制度を運営できるよう、保険者努力支援制度、高額医療費負担金等の財政支援を着実に実施されたいこと。

あわせて、決算補てんを目的とする法定外の一般会計からの繰入金等の計画的な解消に向けた取組を促進されたいこと。

また、普通調整交付金の算定方法について、見直しを検討するに当たっては、地域差に関する調整・配分の在り方を検証するとともに、地方の意見を十分に踏まえ、保険者努力支援制度の有効活用など国民健康保険制度の円滑な運営に配慮した方策についてもあわせて検討されたいこと。

このほか、乳幼児医療費の自己負担の在り方について、医療保険制度を含む全国的な制度での対応を検討されたいこと。

6 地域生活支援事業の推進

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号）に基づく地域生活支援事業については、障害者数の増加等により地方公共団体の財政負担が増加している実態及び地方の意見を十分に踏まえ、所要の国費を確保するとともに、地方公共団体が地域の実情に応じ必要な事業を円滑に実施できるよう、適切に事業の在り方の見直しを進められたいこと。

7 生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度の見直し

生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度の見直しを行うに当たっては、社会経済情勢、地方の意見等を十分に踏まえながら検討を進め、自立促進等に向けた適切な措置を講じられたいこと。

特に、「生活困窮者自立支援法」（平成25年法律第105号）に基づく生活困窮者就労準備支援事業等について、地方公共団体が実施の責務を有することとする等の見直しを行う際には、地方公共団体が事業を円滑に実施できるよう、必要な財政措置を講じられたいこと。

8 水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保に向けた取組の推進（同旨農林水産省、国土交通省、環境省）

地方公共団体の水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保のため、今年度中を策定期限としている「水道広域化推進プラン」及び汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」に基づく広域化等の推進及び施設の老朽化対策に必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源を確保されたいこと。

（農林水産省）

1 外国人材の受入れ環境整備の推進（同旨内閣官房、内閣府、消費者庁、出入国在留管理庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省）

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和4年6月14日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえた取組を進めるに当たっては、地方の意見を十分に踏まえつつ、地方公共団体が地域の実情に応じ、外国人児童生徒等への支援体制の整備等の必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源の確保をはじめ、必要な措置を講じられたいこと。

また、外国人受入れ環境整備交付金については、地方の意見を十分に踏まえ、補助要件の緩和をはじめとする必要な見直し等を図られたいこと。

2 地域脱炭素を実現するための取組の推進（同旨内閣官房、内閣府、文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省）

「地球温暖化対策計画」（令和3年10月22日閣議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針2022」等に基づき、地域脱炭素の加速化を図るに当たっては、地方の意見を十分に踏まえ、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金をはじめ所要の財源を確保するなど、必要な措置を講じられたいこと。

3 水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保に向けた取組の推進（同旨厚生労働省、国土交通省、環境省）

地方公共団体の水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保のため、今年度中を策定期限としている「水道広域化推進プラン」及び汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」に基づく広域化等の推進及び施設の老朽化対策に必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源を確保されたいこと。

4 地域の安全・安心を確保するためのインフラ老朽化対策の推進（同旨国土交通省）

地域の安全・安心を確保するため、地方公共団体が道路をはじめとするインフラの老朽化対策に係る事業を早期かつ円滑に実施できるよう、所要の財源を確保するとともに、事業の進捗が遅れている市町村への支援など必要な措置を講じられたいこと。

特に、道路の舗装については、地方公共団体による点検及び点検結果に基づく必要な修繕が適切に行われるよう、所要の財源確保をはじめ、必要な措置を講じられたいこと。

5 直轄事業に係る事前協議及び事業費管理の徹底（同旨国土交通省）

地方公共団体に対する説明責任の観点から、直轄事業の計画、実施及び変更に係る地方公共団体との事前協議については、地方の意見を十分反映できるよう、協議の方法、回数等の工夫によりその内容を充実させるとともに、あらかじめ十分な時間的余裕をもって行われたいこと。

また、当初計画における工期及び事業費を超えて事業が行われることがないよう、効率的な事業実施及びコスト縮減を徹底されたいこと。

6 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善（同旨国土交通省）

後進地域における開発指定事業に係る補助率差額については、「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令」（昭和36年政令第258号）第3条第2項の規定により例外的に認められる翌々年度交付が常態化していることから、事業実施主体の財政運営に支障が生じないように、原則である事業年度の翌年度に交付されたいこと。

（林野庁）

1 林業公社の抜本的な経営対策等の推進

林業公社の経営対策については、引き続き、不採算分収林の契約解除に向けた取組への積極的な支援により義務的繰上償還（補償金なし）を推進する等、一層の債務返済が図られるよう取り組むとともに、より効果的な対策を検討されたいこと。

特に、林業公社の更なる経営改善のため、利子負担軽減対策として、利率の高い日本政策金融公庫資金の繰上償還（補償金なし）、無利子である森林整備活性化資金の拡充等について、引き続き、その実現に向け努力されるとともに、令和4年度末に期限を迎える利用間伐推進資金については、その存続を図られたいこと。

さらに、林業公社の経営健全化のための方針に基づく施業コストの低減、販路拡大などの取組をはじめ、林業公社が行う経営健全化の取組について適切な支援を行われたいこと。

あわせて、林業公社の廃止等により都道府県が引き受けた債務についても、一層の債務返済及び利子負担軽減が図られるよう、効果的な対策を検討されたいこと。

(経済産業省)

- 1 外国人材の受入れ環境整備の推進（同旨内閣官房、内閣府、消費者庁、出入国在留管理庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省）

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和4年6月14日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえた取組を進めるに当たっては、地方の意見を十分に踏まえつつ、地方公共団体が地域の実情に応じ、外国人児童生徒等への支援体制の整備等の必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源の確保をはじめ、必要な措置を講じられたいこと。

また、外国人受入環境整備交付金については、地方の意見を十分に踏まえ、補助要件の緩和をはじめとする必要な見直し等を図られたいこと。

- 2 地域脱炭素を実現するための取組の推進（同旨内閣官房、内閣府、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省）

「地球温暖化対策計画」（令和3年10月22日閣議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針2022」等に基づき、地域脱炭素の加速化を図るに当たっては、地方の意見を十分に踏まえ、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金をはじめ所要の財源を確保するなど、必要な措置を講じられたいこと。

(国土交通省)

- 1 外国人材の受入れ環境整備の推進（同旨内閣官房、内閣府、消費者庁、出入国在留管理庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和4年6月14日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえた取組を進めるに当たっては、地方の意見を十分に踏まえつつ、地方公共団体が地域の実情に応じ、外国人児童生徒等への支援体制の整備等の必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源の確保をはじめ、必要な措置を講じられたいこと。

また、外国人受入環境整備交付金については、地方の意見を十分に踏まえ、補助要件の緩和をはじめとする必要な見直し等を図られたいこと。

- 2 地域脱炭素を実現するための取組の推進（同旨内閣官房、内閣府、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省）

「地球温暖化対策計画」（令和3年10月22日閣議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針2022」等に基づき、地域脱炭素の加速化を図るに当たっては、地方の意見を十分に踏まえ、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金をはじめ所要の財源を確保するなど、必要な措置を講じられたいこと。

- 3 水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保に向けた取組の推進（同旨厚生労働省、農林水産省、環境省）

地方公共団体の水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保のため、今年度中を策定期限としている「水道広域化推進プラン」及び汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」に基づく広域化等の推進及び施設の老朽化対策に必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源を確保されたいこと。

4 地域の安全・安心を確保するためのインフラ老朽化対策の推進（同旨農林水産省）

地域の安全・安心を確保するため、地方公共団体が道路をはじめとするインフラの老朽化対策に係る事業を早期かつ円滑に実施できるよう、所要の財源を確保するとともに、事業の進捗が遅れている市町村への支援など必要な措置を講じられたいこと。

特に、道路の舗装については、地方公共団体による点検及び点検結果に基づく必要な修繕が適切に行われるよう、所要の財源確保をはじめ、必要な措置を講じられたいこと。

5 直轄事業に係る事前協議及び事業費管理の徹底（同旨農林水産省）

地方公共団体に対する説明責任の観点から、直轄事業の計画、実施及び変更に係る地方公共団体との事前協議については、地方の意見を十分反映できるよう、協議の方法、回数等の工夫によりその内容を充実させるとともに、あらかじめ十分な時間的余裕をもって行われたいこと。

また、当初計画における工期及び事業費を超えて事業が行われることがないよう、効率的な事業実施及びコスト縮減を徹底されたいこと。

6 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善（同旨農林水産省）

後進地域における開発指定事業に係る補助率差額については、「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令」（昭和36年政令第258号）第3条第2項の規定により例外的に認められる翌々年度交付が常態化していることから、事業実施主体の財政運営に支障が生じないよう、原則である事業年度の翌年度に交付されたいこと。

7 社会資本整備総合交付金制度の改善等

社会資本整備総合交付金については、地方の意見を十分に踏まえつつ、引き続き、政策的に優先すべき事業を明確化した上で重点的に交付金を配分する取組を進めるとともに、所要の国費を確保されたいこと。

8 持続可能な地域公共交通の確保

「経済財政運営と改革の基本方針2022」等に基づき、交通事業者と地域との官民共創等による持続可能性と利便性の高い地域公共交通ネットワークへの再構築を図るため、国が中心となって事業者と地方公共団体が参画する新たな協議の場を設けるほか、規制見直しや従来とは異なる実効性ある支援等を実施するに当たっては、地方の意見を十分に踏まえつつ、官と民及び国と地方の役割分担を明確にした上で、所要の財源の確保をはじめ、必要な措置を講じられたいこと。

(環境省)

- 1 地域脱炭素を実現するための取組の推進（同旨内閣官房、内閣府、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）
「地球温暖化対策計画」（令和3年10月22日閣議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針2022」等に基づき、地域脱炭素の加速化を図るに当たっては、地方の意見を十分に踏まえ、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金をはじめ所要の財源を確保するなど、必要な措置を講じられたいこと。

- 2 水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保に向けた取組の推進（同旨厚生労働省、農林水産省、国土交通省）
地方公共団体の水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保のため、今年度中を策定期限としている「水道広域化推進プラン」及び汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」に基づく広域化等の推進及び施設の老朽化対策に必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源を確保されたいこと。